

## 板柳町子育て住宅取得補助金 補助要件一覧

補助金の交付対象は、次の全ての要件を満たす方及び住宅とします。

	番号	要件	摘要
補助対象者	1	平成29年4月1日以降に、住宅を取得し、当該住宅を住所地として住民基本台帳に記録し、定住している者	
	2	住宅を取得した日及び各年度の固定資産税が完納された日において、中学生以下の子と同居している者若しくは妊娠している者又は配偶者が妊娠している者	
	3	申請者及び生計を同一にしている世帯員に町税等の滞納がない者。ただし、町外から転入する世帯員にあっては本町への転入前の住所地における市区町村税の滞納がない者	
補助対象住宅	1	補助対象者が平成29年4月1日以降に取得した自己の居住の用に供する1戸建ての住宅であること(店舗、事務所等を併用するもの(以下「併用住宅」という。)を含む。)	
	2	自己の居住の用に供する部分の延べ床面積が50平方メートル以上で、延べ床面積の2分の1以上が居住の用に供されていること。	
	3	台所、トイレ、浴室及び居室を備えていること。	
	4	併用住宅にあっては、公序良俗に反するおそれがないこと。	
	5	建築基準法、都市計画法その他の法律、条例等の規定に基づく指導及び勧告に従った措置が講じられていること。	

※次のいずれかに該当する方及び住宅は補助金交付の対象外となります。

番号	交付対象外	摘要
1	板柳町暴力団排除条例(平成24年板柳町条例第10号)に規定する暴力団員	
2	過去にこの要綱の規定による補助金の交付を受けた者	
3	板柳町空き店舗利活用補助金の交付を受けた併用住宅は補助金の交付の対象としない。	